資料５①

静岡市障害者自立支援協議会設置要綱の一部改正について

1　改正点

要綱第２条所掌事務を次のとおり変更し、それに伴い第７条も変更する。

改正前	改正後
（所掌事務） 第２条　協議会は、法第 89 条の３第２項に規定するもののほか、次に掲げる事項について協議を行う。 （１）相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む。）に関すること。 （２）相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。 （３）障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること。 （４）前３号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事項	（所掌事項） 第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。 （１）法第 89 条の３第２項に規定すること。 （２）相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む。）に関する協議。 （３）相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関する協議。 （４）障害者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関する協議。 （５）法第 88 条第１項に規定する障害福祉計画の策定又は変更に関して意見を述べること。 （６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
第７条　協議会は、第２条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。	第７条　協議会は、第２条に規定する所掌事項について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

2　改正理由

障害者総合支援法では、障害福祉計画の策定について協議会の意見を聴くよう努めなければならないと規定しているので、要綱の所掌事項にその旨を追記することにより協議会の協議事項を明確にするため。

裏面あり

３　参考（障害者総合支援法抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（１～７項略）

8　市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（略）

（協議会の設置）

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2　前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。